

長野労働局からのお知らせ

10月は「年次有給休暇取得促進期間」です！

年次有給休暇とは？

年次有給休暇は、法律で定められた労働者に与えられた権利です。

正社員、パートタイム労働者などの区分に関係なく、以下の要件を満たしている全ての労働者に、年次有給休暇は付与されます。

労働基準法が改正され、平成31年4月より、使用者は、法定の年次有給休暇日数が10日以上全ての労働者に対し、毎年5日間、年次有給休暇を確実に取得させることが必要となりました。

【年次有給休暇の取得要件】

労働基準法において、

1. 労働者は半年間継続して雇われている
2. 全労働日の8割以上を出勤している

この2点を満たしていれば年次有給休暇を取得することができます。

事業者の皆様へ

年次有給休暇を取得しやすい環境づくりに取り組みましょう。

計画的な業務運営や休暇の分散化にも役立つ年次有給休暇の計画的付与制度(※1)や、労働者の様々な事情に応じた柔軟な働き方・休み方に役立つ時間単位の年次有給休暇(※2)を活用して、働き方・休み方を見直しましょう。

長野働き方改革推進支援センター(<tel:0120-088-703>)では、各種休暇制度の導入や就業規則の見直し、助成金の活用等について、無料で支援しています。

【年次有給休暇取得促進特設サイト】

<https://work-holiday.mhlw.go.jp/kyuuka-sokushin>

(※1)年次有給休暇の付与日数のうち、5日を除いた残りの日数については、労使協定を締結すれば、計画的に取得日を割り振ることができる制度です。

(※2)年次有給休暇の付与は原則1日単位ですが、労使協定を締結すれば年5日の範囲内で時間単位の取得が可能となります。

お問い合わせ先：長野労働局雇用環境・均等室(<tel:026-223-0551>)